



第2章 自転車の活用推進を取り巻く状況

2-1 観光振興

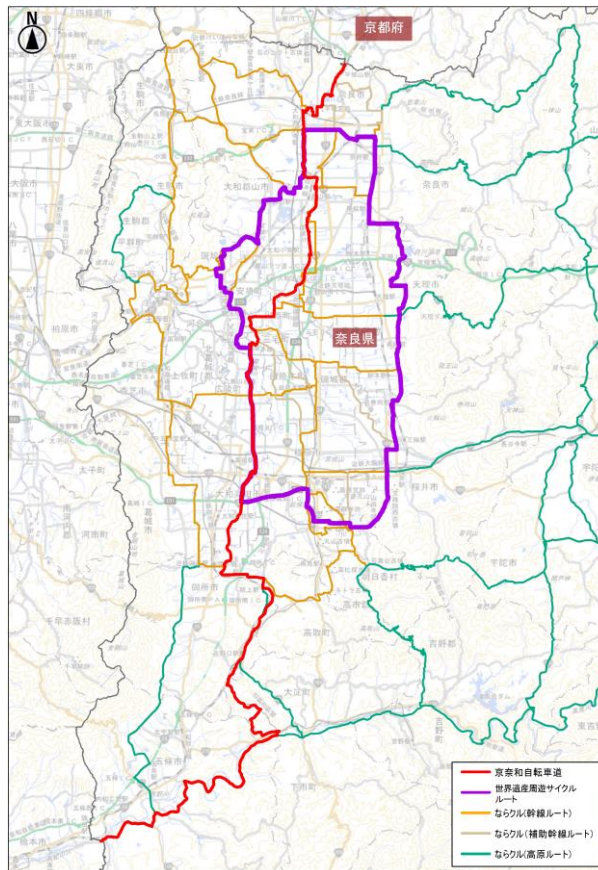
◆2.1.1 広域的な周遊観光サイクリングルートの整備状況

京奈和自転車道が令和3年4月1日に概成（県内は75km）しました。世界遺産周遊サイクリングルートは、令和3年度より事業着手、令和6年度で一部区間を除き完成予定です。

令和6年12月時点では、奈良まほろばサイクリング（略称：ならクル）31ルート、京奈和自転車道、世界遺産周遊サイクリングルート、延べ約750kmに及ぶサイクリングルートが整備されています。県内が周遊できるように、ならクル等、テーマ性のあるネットワークでつながっています。

京奈和自転車道における自転車交通量は令和元年から令和3年に増加したものの、その後はわずかに上昇が見られる程度の状況となっています。

▼サイクリングルート図



▼自転車交通量の推移（京奈和自転車道）

	R1	R2	R3	R4	R5
自転車交通量（台）	780	1,218	1,483	1,519	820

今後の施策の方向性



サイクルツーリズムの基盤となるサイクリングルートの維持管理が必要



【コラム】ナショナルサイクルルート認定制度

国では、日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートについて国内外へ PR を図るため、「ナショナルサイクルルート」の指定を開始しています。

第1次ナショナルサイクルルートは、「つくば霞ヶ浦りんりんロード（茨城県）」、「ピワイチ（滋賀県）」、「しまなみ海道サイクリングロード（広島県、愛媛県）」が選定されています。

第2次ナショナルサイクルルートは、「トプカチ 400（北海道）」、「太平洋岸自転車道（千葉県～和歌山県）」、「富山湾岸サイクリングコース（富山県）」が選定されています。



富山湾岸サイクリングコース
 ・延長：102km
 ・区間：氷見市～朝日町(富山県)



トプカチ400
 ・延長：403km
 ・区間：帯広市を起終点とし上士幌町から大樹町までを8の字で結んだルート



ピワイチ
 ・延長：193km
 ・区間：琵琶湖岸一周(滋賀県)



つくば霞ヶ浦りんりんロード
 ・延長：176km
 ・区間：JR岩瀬駅～JR土浦駅および霞ヶ浦湖岸一周(茨城県)



しまなみ海道サイクリングロード
 ・延長：70km
 ・区間：JR尾道駅(広島県)～サンライズ系山(愛媛県)



太平洋岸自転車道
 ・延長：1,487km
 ・区間：銚子駅(千葉県)～加太港(和歌山県)



▼ナショナルサイクルルート指定要件

ナショナルサイクルルートの指定要件

観点	指定要件
ルート設定	サイクルツーリズムの推進に資する魅力的で安全なルートであること
走行環境	誰もが安全・快適に走行できる環境を備えていること 誰もが迷わず安心して走行できる環境を備えていること
受入環境	多様な交通手段に対応したゲートウェイが整備されていること いつでも休憩できる環境を備えていること ルート沿いに自転車を運搬しながら移動可能な環境を備えていること サイクリストが安心して宿泊可能な環境を備えていること 地域の魅力を満喫でき、地域振興にも寄与する環境を備えていること 自転車のトラブルに対応できる環境を備えていること 緊急時のサポートが得られる環境を備えていること
情報発信	誰もがどこでも容易に情報が得られる環境を備えていること
取組体制	官民連携によるサイクリング環境の水準維持等に必要な取組体制が確立されていること



走行環境の整備



受入環境の整備
(ゲートウェイ)



受入環境の整備
(サイクリスト専用ホテル)

▼ロゴマーク



【コンセプト】

「和」をイメージ。和やかに心地よいサイクリング、その土地で出会うヒトやモノやコトとのつながり。



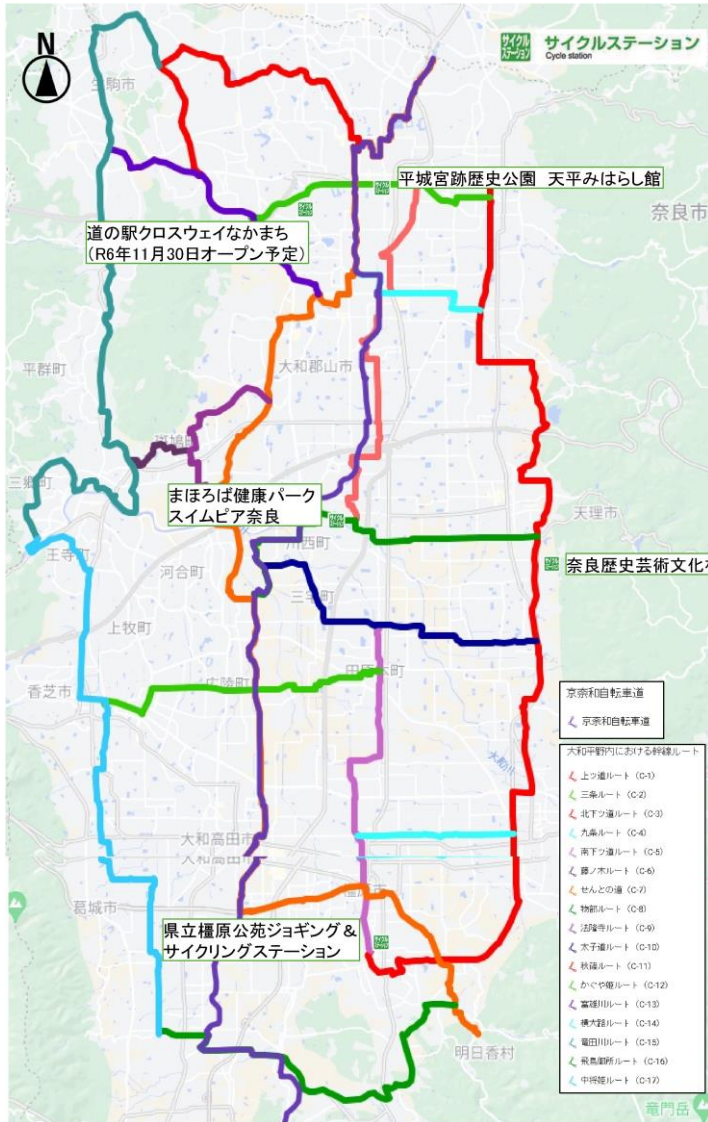
◆2.1.2 サクリストの受入環境

～サイクルステーション～

令和4年3月21日に「なら歴史芸術文化村」、令和6年11月30日に「道の駅クロスウェイなかまち」が新たにオープンし、県内のサイクルステーションは5施設（令和6年12月時点）になりました。

- ・平城宮跡歴史公園 天平みはらし館
- ・まほろば健康パーク スイムピア奈良
- ・県立橿原公苑ジョギング&サイクリングステーション
- ・なら歴史芸術文化村
- ・道の駅クロスウェイなかまち

▼県内サイクルステーションの位置図



▼なら歴史芸術文化村

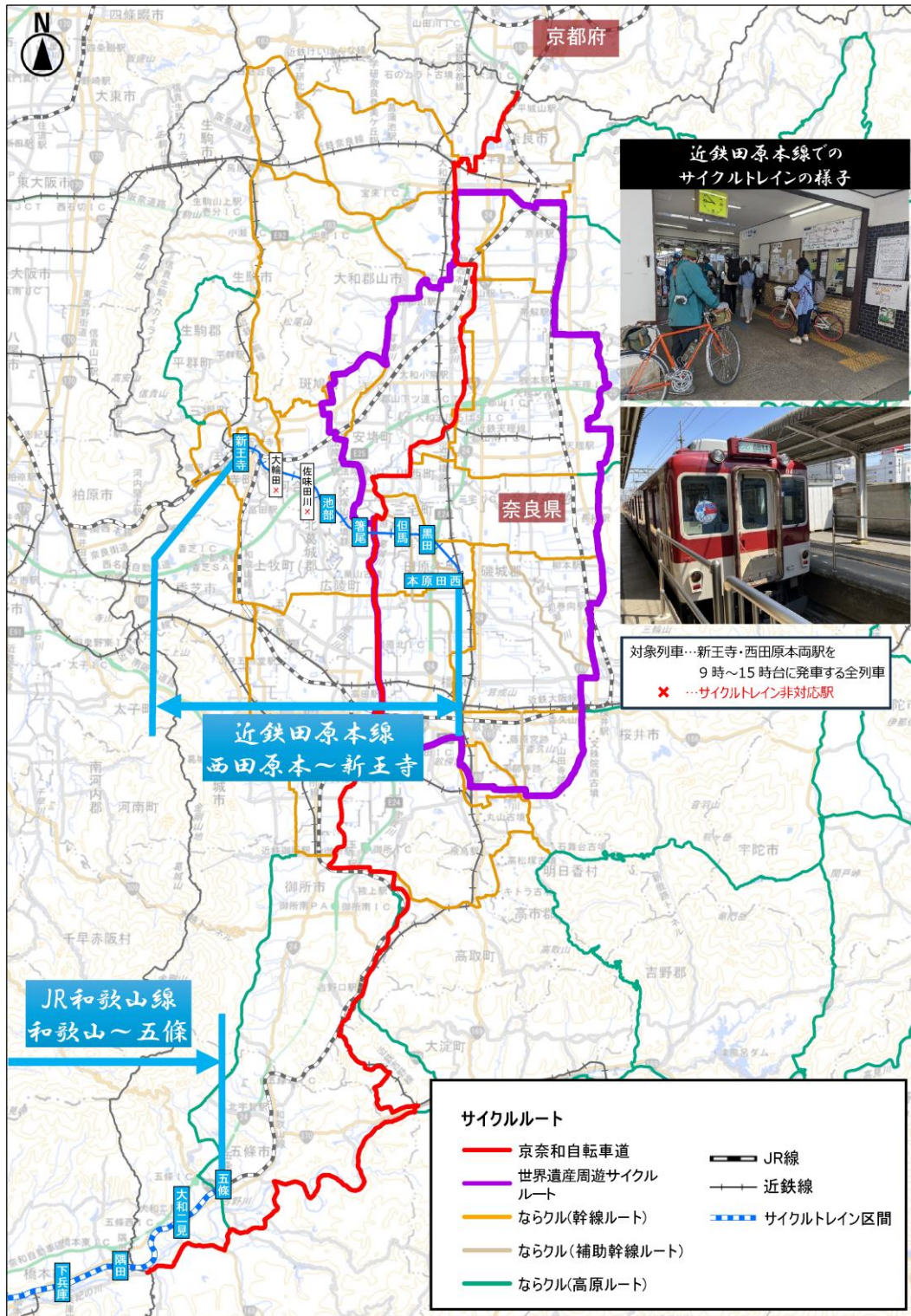




～サイクルトレイン～

近鉄田原本線で近畿日本鉄道株式会社、県、近隣各町が連携してサイクルトレインを運行しています。
令和4年春・秋の期間限定での実施を経て、令和5年4月より通年運行となりました。

▼サイクルトレインの位置図と様子





～ならクル・サポーター～

奈良県では、サイクリストの方に安心して自転車旅行を楽しんでいただけるように、サイクリストにやさしい施設を認定しています。認定施設数は以下の通りです。

(令和6年7月時点)。



・自転車の休憩所：186 施設

自転車利用者の皆様がサイクリング中に気軽に立ち寄って休憩していただける施設で、駐輪スペースやトイレ、空気入れが利用可能です。

・サイクリストにやさしい宿：56 施設

自転車を安心して屋内に保管でき、自転車搬送サービスの取次が可能な宿泊施設です。

・サイクリストにやさしい駐車場：8 施設

自動車で来られるサイクリストが、駐車場を無料で利用可能な施設です。

今後の施策の方向性



サイクルツーリズムの更なる受け入れ環境の充実が必要



❖2.1.3 情報発信

～「奈良県自転車利用総合案内サイト」～

令和 4 年度に「奈良県自転車利用総合案内サイト」を大幅に改修しました。新たな総合案内サイトでは、県内サイクリングルートの紹介や、観光・イベント情報の発信を行っています。また、すべてのならクル・サポーター施設を画像付きで紹介しています。令和 5 年度の閲覧数は、約 20 万回を記録しました。

▼奈良県自転車利用総合案内サイト

主なコンテンツ	概要
ルート検索	京奈和自転車道、ならクルルートの紹介
見ごろ・走りごろ	サイクリングに関するイベントの紹介
パーク&サイクリング	自転車旅に便利なアプローチポイントを起点に気ままな奈良サイクリング旅のおススメコースを紹介
ホットスポット	サイクルラックのあるカフェや温浴施設などの情報をご紹介
おもてなし情報	奈良県を訪れるサイクリストにやさしいサービスでおもてなしをする「ならクル・サポーター」など安心して自転車旅行を楽しむための施設を紹介
サイクルトレイン	奈良県内サイクルトレインの運行情報等を紹介
サイクリングマップ	「サイクリングマップ奈良」をはじめ、サイクリングマップを掲載

～各種媒体を活用した情報発信～

サイクルステーションやならクル・サポーター等、自転車利用者に有益な情報を掲載したマップを作成し、配布しています。また、県内のサイクリングコースを実際に自転車車で走った動画をホームページや YouTube 等で配信しています。

令和 5 年のアンケートでは、自転車利用の情報収集方法として、観光目的の利用者はホームページや SNS、YouTube、日常利用者は SNS の利用が多い結果となっています。

▼サイクリングマップ



▼YouTube 動画配信





～各種イベントの開催～

奈良でのサイクリングの魅力発信を目的とした「サイクルフォトシェア in 奈良」を令和 4 年度春・秋のサイクリングシーズンに開催しました（春：4 月～7 月、秋：9 月～12 月）。イベント公式インスタグラムでは、約 1,100 人以上のフォロワーを獲得し、参加者に投稿いただいた写真を通して奈良県でのサイクリングの魅力を県内外へ発信しました。

▼サイクルフォトシェア in 奈良



また、奈良県内で開催のサイクリングイベントについて、支援を行いました。

イベント名称	開催時期 (R5)	イベント内容
	大和川サイクル月間 R5.10.21 ～12.3	サイクリングをきっかけとして大和川周辺の魅力を感じてもらうことを目的に、大和川周遊サイクルスタンプラリーをはじめ、各地で魅力的なイベントを開催しています。（参加者数：326 名）
	モバイルグランフオン in 奈良・吉野 R5.4～12	16 回の歴史をつないできた「山岳グランフオン in 吉野」を継承する、奈良県全土をステージとしたイベント。（参加者数：592 名）
	ツアー・オブ・ 奈良・まほろば R5.8.26、27	奈良県奥大和地域の風光明媚な自然や歴史を、自転車を通じて楽しむサイクリングイベント。（参加者数：168 名）
	ヒルクライム大台ヶ原 since2001 R5.9.10	大台ヶ原の神秘の峰々を望みながら走る、距離 28 km、標高差 1240mを競うタイムレース。（参加者数：386 名）

今後の施策の方向性



サイクリングを楽しむための情報発信の更なる充実が必要



❖2.2.2 シェアサイクルの導入

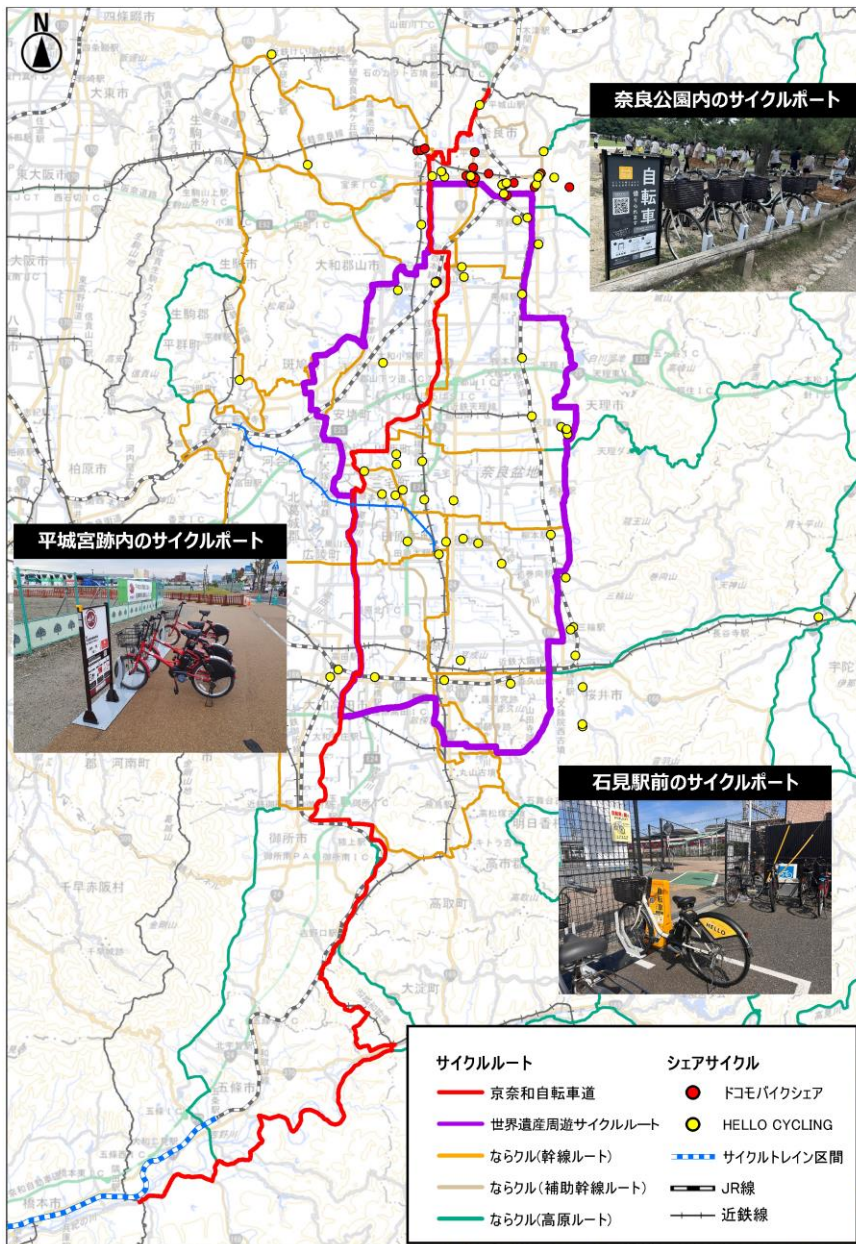
令和 5 年 9 月に国土交通省が「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を策定しました。

令和 6 年 10 月時点では、奈良県内では、シェアサイクルポートは、12 市町 90 ポートが存在します。

※奈良バイクシェア (25 ポート)、HELLO CYCLING (65 ポート)

令和 6 年 9 月から公共交通の機能の補完・代替、地域の活性化等の検証を目的に、奈良県磯城郡川西町・三宅町・田原本町とシェアサイクル事業者は協定を締結し、シェアサイクルサービスを順次開始しています。

▼奈良バイクシェア (25 ポート)、HELLO CYCLING (65 ポート)



今後の施策の方向性

公共交通を補完するシェアサイクルの利用促進が必要



◆2.2.3 奈良県の自転車利用の状況

奈良県の全体の自転車利用率は 18.4%で、令和 4 年よりやや減少しています。

▼自転車の利用状況（県全体）

	R1	R2	R3	R4	R5
自転車利用率（%）	35.4	30.2	31.1	19.3	18.4

◆2.2.4 県内の自転車通行空間の整備状況

車道における自転車専用の通行空間として、普通自転車専用通行帯等の整備を行いました。

（令和 6 年 6 月末時点で、1,550m の普通自転車専用通行帯の整備）

▼普通自転車専用通行帯（広陵町内）



▼県道戸毛久米線（橿原市）の整備後の状況



◆2.2.5 自転車通勤の促進

奈良県の通勤・通学の自転車利用率は約 11%で、全国平均の 14.2%よりやや低い状況です。（令和 2 年国勢調査）

令和元年に国土交通省が「自転車通勤導入に関する手引き（令和 6 年 7 月改定）」を策定しました。それを受けて、県内企業約 1,000 社に、自転車通勤啓発チラシを送付しています。

▼自転車通勤導入に関する手引き



▼自転車通勤啓発チラシ（国土交通省作成）



今後の施策の方向性

県民の健康増進に向けた、自転車利用環境の充実や自転車通勤の促進が必要



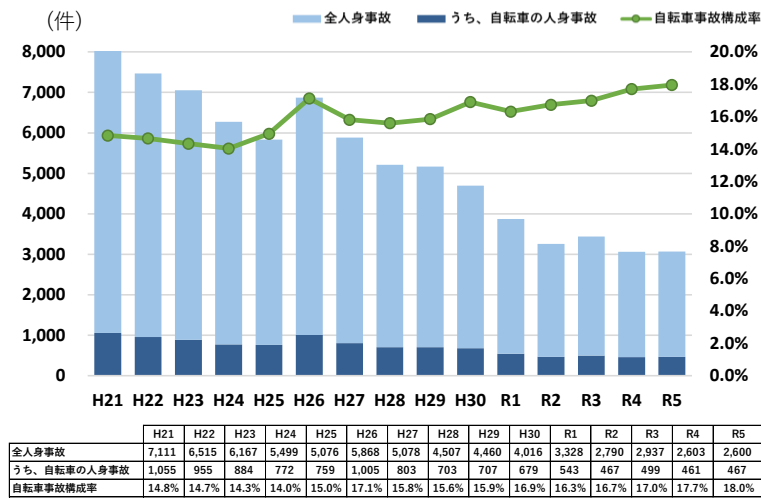
2-3 安心・安全

◆2.3.1 自転車事故の発生状況

奈良県内の自転車の人身事故件数は、減少傾向となっていますが、全ての事故における自転車事故が占める割合は令和元年以降増加しています。

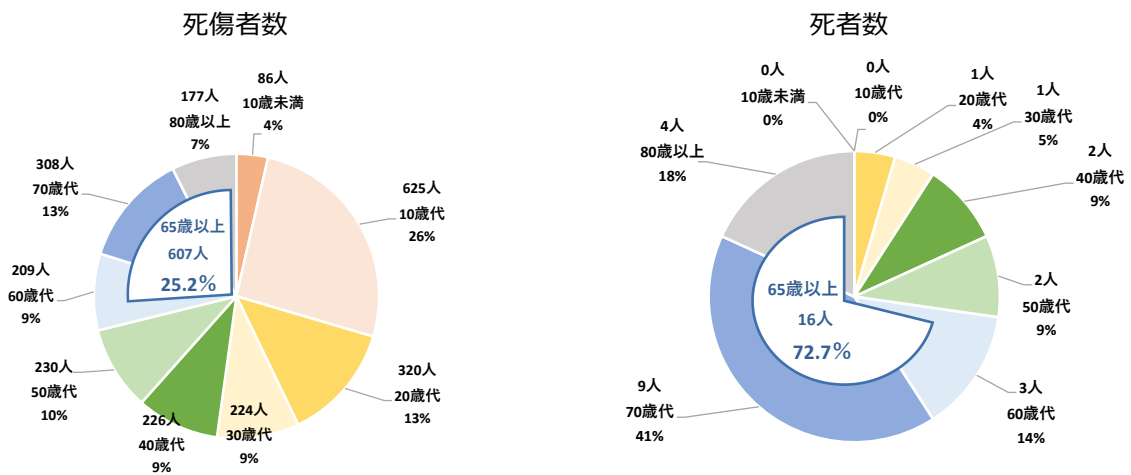
特に高齢者は自転車事故に遭った場合、重篤化しやすい傾向（令和元年～令和5年の自転車死亡事故は、死者22人のうち、16人が65歳以上）があります。

▼奈良県の自転車事故の発生件数



出典：奈良県警察本部提供データ

▼65歳以上の自転車乗車中の死傷者数・死者数の割合(令和元年～令和5年)



出典：奈良県警察本部提供データより奈良県が作成

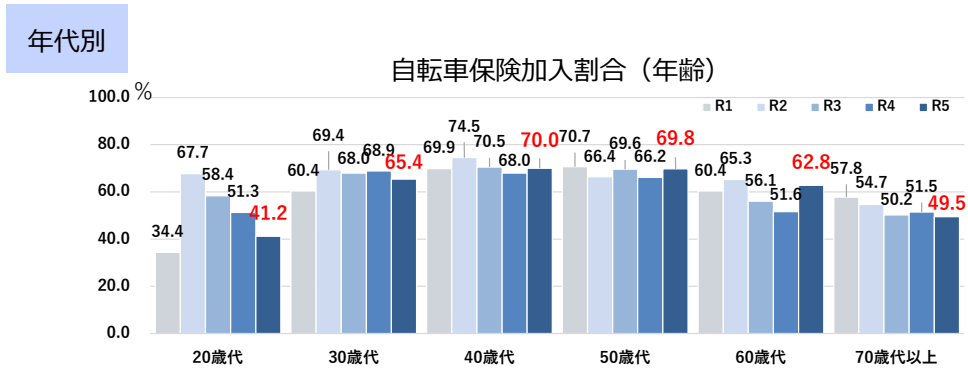
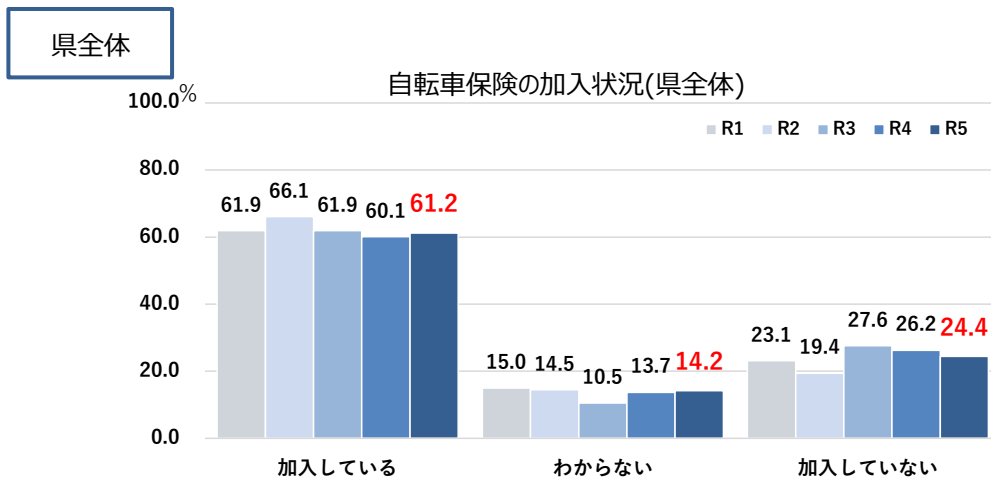


◆2.3.2 損害賠償保険や自転車保険の加入率

令和元年 10 月 15 日に「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が公布され、自転車損害賠償責任保険等への加入義務化について、令和 2 年 4 月 1 日より施行されました。

令和 5 年度県民アンケートの結果では、令和 5 年度の県全体の自転車保険の加入率は 61.2%で、令和元年とほぼ同程度の状況です。また、年代別では 20 歳代、70 歳代は 50%を下まわり、他の年代より加入割合が低い状況です。

▼奈良県の自転車保険の加入状況



出典:奈良県 県民アンケート調査を基に作成



❖2.3.3 ヘルメットの着用率

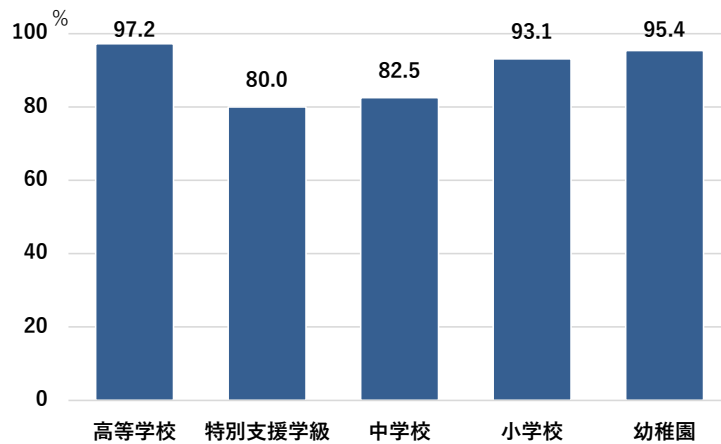
道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日からすべての自転車利用者に乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。奈良県におけるヘルメットの着用率は13.7%※であり、全国着用率17.0%※と比較して低い状況です。

※令和6年7月警察庁調査データ

❖2.3.4 交通安全教育に関する取組

自転車の事故発生状況やヘルメットの着用状況等を踏まえ、関係機関・団体と連携した交通安全教室や街頭啓発活動、県警察HP、YouTube等を通じて、各種啓発・広報活動を展開しています。

▼交通安全教室の開催状況



▼街頭指導



▼交通安全普及用 youtube 動画



▼児童と保護者に対する安全教室



今後の施策の方向性



交通安全意識の向上に資する広報活動の推進が必要
安全利用の徹底に向けた交通安全教育の推進が必要



❖2.3.5 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組

～安全で円滑な自転車通行空間の確保～

道路標識・路面標示の適切な維持管理と外国人観光客に向けた英語併記の道路標識への更新を実施しています。（令和6年3月末時点で県内350か所352枚が英語併記の道路標識）

車道における自転車専用の通行空間として、普通自転車専用通行帯等の整備を実施しています。（令和6年6月末時点、1,550mの普通自転車専用通行帯が整備）【2.2.4 県内の自転車通行空間の整備状況 再掲】

▼路面標識・路面標示の適切な維持管理と英語併記の道路標識への更新



～規制の見直し・強化～

普通自転車歩道通行可の交通規制の見直しを行いました。（令和3年度2区間3,400m、令和4年度1区間240mの交通規制を廃止）

自転車にとって不自然かつ不条理で、危険な横断を強いることになり得る自転車横断帯の撤去を実施しました。（令和4年度121本、令和5年度57本の自転車横断帯を撤去し、令和5年度末において、自転車横断帯の設置は755本）

～取締りの強化～

駐車監視員活動ガイドラインに沿って、駐車監視員による放置駐車違反車両の確認を実施しています。

また、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた自転車運転者に対する指導取締りを実施しています。

今後の施策の方向性

➡

- 自転車の安全で円滑な交通の確保に向けた取組の充実が必要
- 違法駐車 of 積極的な取締りを行うことが必要
- 重点地区・路線における重点的な取締りを実施していくことが必要